

# 保険・年金 フォーカス

ベーシック 米国生保業界の概要④

## 米国生保の負債構造

—米国生命保険協会のファクトブック掲載データから—

保険研究部 主任研究員 松岡 博司  
(03)3512-1782 matsuka@nli-research.co.jp

### はじめに

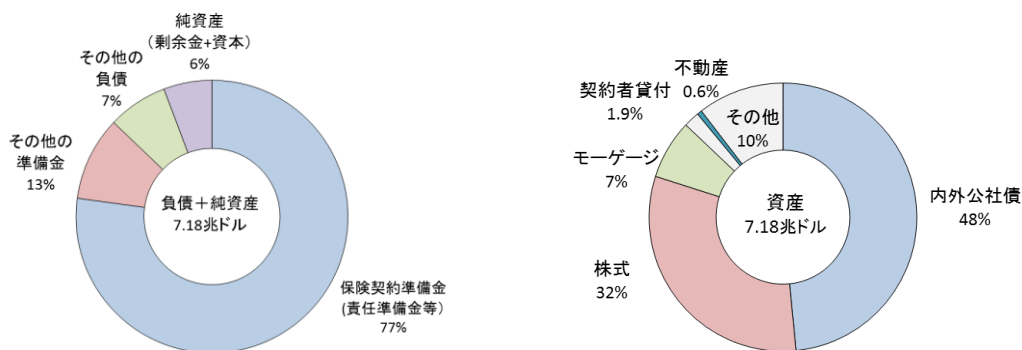
米国生保協会が発行する『ライフ・インシュアランス・ファクトブック（生命保険ファクトブック、以下、ファクトブック）』を主な情報源として「米国生保協会が消費者に伝えたいと描く自画像」を見ていくシリーズの第4回。今回は「米国生保会社の負債構造」を見る。

「負債」を、企業が負っている現在および将来の経済的な義務と考えれば、負債の構造を見ることで、米国生保業界が、「どのような商品・サービスで誰に対して責任を負っているのか」を見ることができるとは思われる。

### 1—— 米国生保業界の負債の概略

図表1は、米国生保業界の「負債+純資産」、「資産」それぞれの内訳を大まかに表したものである。負債合計額に純資産額を加えた金額は資産総額と等しくなければならない。

図表1 米国生保の「負債+純資産」および「資産」の概要(一般勘定+分離勘定 2017年)



(資料) 米国生保協会 ファクトブックより

左側のグラフでわかるように、生命保険会社の負債の最大の項目は、保険契約者への義務を裏付けるために各生保会社が保有している「保険契約準備金（責任準備金等）（77%）」である。また「その他の準備金（13%）」の中にも、預託型契約の顧客（受益者）への義務を裏付けるための準備金がある。この他、「その他の準備金（13%）」の中には、運用している資産の価格変動等に伴う損失発生に備える資産変動準備金もある。

これらも約束した保険金支払等を確実にすべく積み立てるものであるため、生保会社の負債のほとんどは、「保険契約者」等の顧客への義務の履行を果たすためのものということが言える。

なお純資産は剰余金に株主資本を加えたものであり、株式会社の場合には株主に、相互会社の場合には保険契約者に、最終的な持分権が帰属すべきものであるが、株式会社であっても、必要に応じて保険契約者への保険金や給付金の支払いのサポートに充てることができる余地がある。

## 2—— 保険契約準備金（責任準備金等）

保険契約準備金（責任準備金等）は、生保会社が顧客と契約した保険商品から生じる、将来の顧客に対する生保会社の保険金・給付金支払いに備えるためのものである。

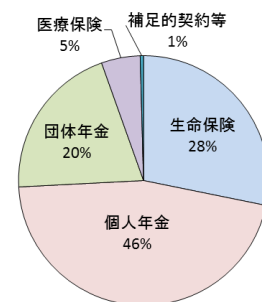
米国の生保会社を監督している監督当局である各州の州法は、生保各社が、保険契約準備金（責任準備金等）を、期限が到来したときに全ての契約債務の支払いを保証できるレベルに維持することを義務付けている。その水準は、将来の顧客からの保険料支払い、予想される将来の運用による受取利息、予想される死亡数から算出される保険金支払額等を考慮して、保険数理上の計算により算出される。

保険契約準備金（責任準備金等）は、生保会社の以下の事業の種目ごと識別・保有される。

- 生命保険
- 年金および補足的契約
- 医療保険

図表 2 保険契約準備金（責任準備金等）の構成比

(2017年末：一般勘定＋分離勘定)



右の図表 2 は、2017年末の生保会社の保険契約準備金（責任準備金等）の種目別構成比を見たものである。

個人年金と団体年金をあわせた年金契約の準備金が保険契約準備金（責任準備金等）全体に占める割合が66%と、最大の構成種目となっている。

生命保険の準備金は、保険契約準備金（責任準備金等）全体の28%、医療保険の準備金は5%である。

これに対しわが国の生保業界の場合は、責任準備金全体に占める年金の構成比が30%程度、生命保険の構成比が55%程度で、生命保険の構成比の方が大きい(2017年度末)。

(資料) 米国生保協会 ファクトブックより

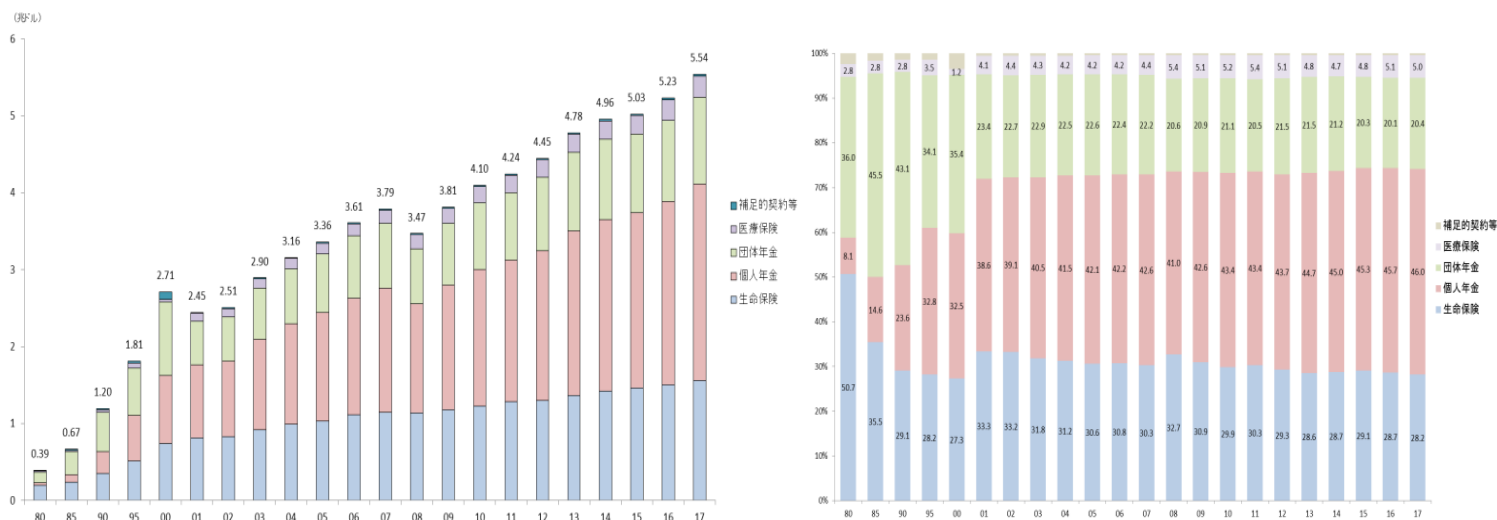
図表3は、こうした保険契約準備金（責任準備金等）の種目別の構成比の推移を、実額ベース、構成比ベースで時系列に見たものである。米国の生保業界においては、本業中の本業と言える生命保険が事業の中核であったのは1980年代までで、1990年代に入ると、年金が中核事業として名乗りを上げ、現時点とほぼ同様の60%台後半の構成比を持つ状況が現れている。それ以降は、生命保険の構成比が大きく低下するという事もなく、3割を切る状況が今日まで続いている。

こうした動きは、本シリーズの第2回「米国生保の収入構造<sup>1</sup>」で見た、「保険料中の生命保険と年金の保険料の構成割合」や「事業ライン別の営業利益」の状況に見られるのと同様の動きである。

**図表3 米国生保の保険契約準備金（責任準備金等）種目別構成の推移（2017年末：一般勘定＋分離勘定）**

【実額（単位：兆ドル）】

【構成比（単位：%）】



(資料) 米国生保協会 ファクトブックより

なお団体年金の構成比が2001年に大きく低下しているのは、実際の事業成果の変動によるものではなく、「会計成文化」と呼ばれた、監督官会計制度の見直し・変更を原因とするものである。会計成文化により、2000年までは、団体年金の一類型として扱われていた利率保証契約（G I C）等の、預託型契約（次項参照）と呼ばれる、厳密には保険商品ではない商品が、団体年金から切り離された。これにより、預託型契約に関する負債が保険契約準備金（団体年金の保険契約準備金）としてではなく、「その他準備金」の一類型として計上されるようになった。

当時、G I Cは生保事業の中でそれなりのウェイトを持っていたため、この会計制度の見直しは、団体年金の準備金に多大な影響を及ぼした。

<sup>1</sup> 「ベーシック 米国生保業界の概要②米国生保の収入構造 2017—米国生命保険協会のファクトブック掲載データから—」  
[https://www.nli-research.co.jp/files/topics/60419\\_ext\\_18\\_0.pdf?site=nli](https://www.nli-research.co.jp/files/topics/60419_ext_18_0.pdf?site=nli)

### 3—その他の準備金

#### 1 | 預託型契約 (DEPOSIT-TYPE CONTRACTS) の準備金

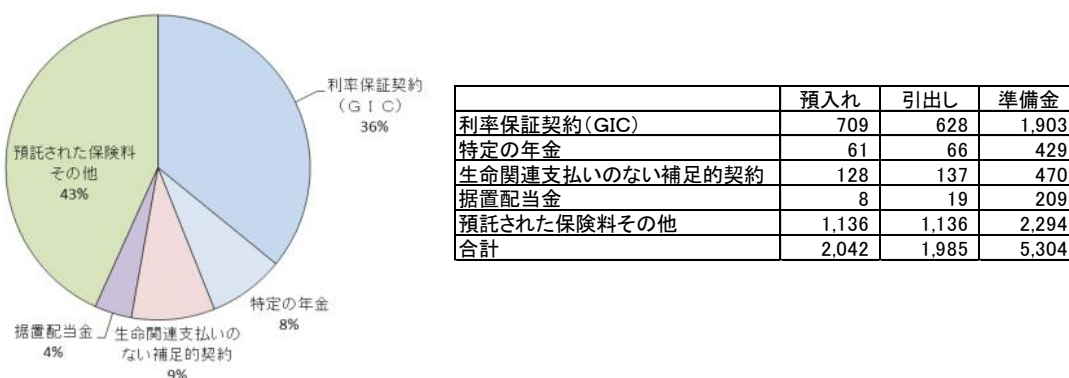
生命保険会社が引き受けた商品のうち、保険商品につきものの死亡リスクや疾病罹患リスクの発生率を商品設計に組み込んでいない契約は、預託型契約と呼ばれる。これらの契約に基づく給付金等の支払いは、生命保険や就業不能保険の場合のように、死亡や就業不能状態の発生状況に左右されることはなく、年金契約の場合のように生存者数に左右されることもない。

こうした要素を持つ預託型契約は、厳密には保険商品とは言い難いので、先述の通り、「保険契約準備金（責任準備金等）」の中には含まれず、「その他の準備金」の中に含まれている。また、預託型契約への現金の流入および流出は、収入または支出としては報告されない。その代わりにそれらは準備金の増減として直接記録される。

各州の保険監督長官をメンバーとする全米保険監督官協会（NAIC：National Association of Insurance Commissioners）が定義している預託型契約の中には、G I C、生命関係の偶発債務のない補足契約、特定の年金、保険料その他の預託基金、積立配当・クーポン、宝くじ払い、ストラクチャードセツルメント（年金型払い型の賠償金支払い契約）が含まれる。

2017年中では、2,042億ドルがこれら預託型契約に預け入れられ、1,990億ドルが引き出し回収された。2017年末時点の預託型契約の準備金総額は5,304億ドルである。

図表4 預託型契約の準備金の内訳



(資料) 米国生保協会 ファクトブックより

#### 2 | 資産変動準備金

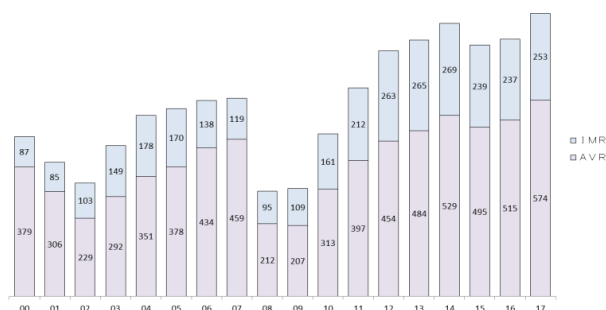
「その他の準備金」の中には、保有する投資資産から生じる利益と損失を吸収し、資産変動の影響をなだらかにするための2つの法定準備金が含まれている。

「資産評価準備金（A V R：Asset Valuation Reserve）」は、確定利付き資産（主に債券）の貸し倒れ関連損失を計上するデフォルト構成要素と、あらゆる種類のエクイティ投資（主に株式）を対象とするエクイティ構成要素から構成されている。

「金利維持準備金（IMR）」は、確定利付資産の、金利変動に伴う価格変動による実現売却損益をすべて取得し、売却された投資資産の本来の残存期間にわたって、これらの損益を分割計上しインカム収益として償却していく。

2017年の米国生保業界のAVR総額は574億ドル、IMR総額は253億ドルであった。

図表5 米国生保 資産変動準備金の推移



(資料) 米国生保協会 ファクトブックより

### 3 | その他の負債

米国生保業界の「その他の負債」には、保険契約等の支払事由が発生しており翌期に支払うことが確定している金額、翌年の保険契約者配当支払いのために積立てられた金額、保険契約者に直接配分できない費用に対する負債、前払いされた預託保険料などが含まれている。

### 4——自己資本比率とRBC比率

剰余金は、保険契約者の予想外の死亡率上昇、有価証券価格の異常な変動、および保険契約債務の一般的な保護など、不測の事態が起こった場合に、準備金による保護を超えた安全装置を提供する。一方、資本は会社の資本株式の額面総額を指す。

米国生保業界で生保会社の健全性を示す尺度の1つとして扱われる自己資本比率は純資産額とAVRを合算したものを一般勘定資産額で割り算することで求められる。分離勘定を加えた総資産の額で割り算するわけではない点にご注意いただきたい。理屈上は、自己資本比率が高ければ高いほど、生保会社が不利な投資成果や契約者の死亡状況に耐えることができることになるが、保険会社の種類やその事業種目の分布等によっては、会社間の比較や業界平均との比較の意味がなくなる。2017年の米国の生命保険会社全体の自己資本比率は10.6%であった。

図表6 自己資本比率の推移 (%)

	07	16	17
AVRを含む	10.3	10.6	10.6
AVRを含まない	8.9	9.4	9.3

(資料) 米国生保協会 ファクトブックより

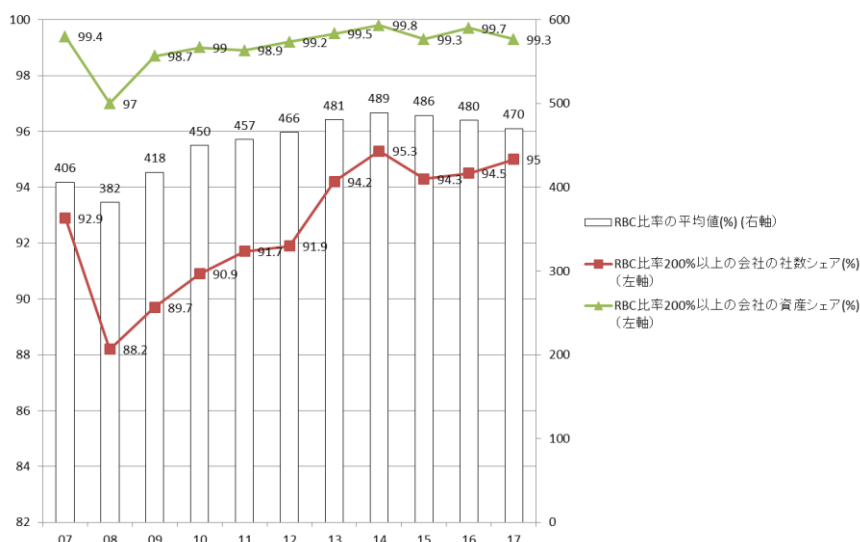
ただし今日、米国生保会社の健全性の尺度としてより多く取り上げられるものはRBC比率である。RBCとはリスクベースドキャピタルの頭文字を取ったものである。

RBC比率は、生命保険監督当局により創出されたもので、わが国生保業界におけるソルベンシーマージン比率のモデルとも言えるものである。RBC比率は、生保会社が負っている各種のリスクの総額と自己資本額を計算し、自己資本額がリスク総額の何%にあたるかを計算して得られる比率である。リスクベースの自己資本額が各生保会社が抱えているリスク総額と同じだけあればRBC比率は100%となる。RBC比率が100%あれば、その生保会社は健全性ありとして、監督当局による行政介入措置の開始を回避することができる。

米国生保会社がRBC比率の報告を開始した1993年以降、生保業界の平均RBC比率は着実に上昇し、今日では400%台を維持している(図表7)。また行政介入のしきい値である100%の2倍、200%を超えるRBC比率の会社が、社数ベースで95%を占めている。さらに、RBC比率が200%を超える生保会社の資産合計は生保業界全体の総資産の99.3パーセントを占めている。

このように米国生保業界の健全性は、良好な状態が続いている。

**図表7 RBC比率平均値の推移とRBC比率200%以上の会社数、資産規模シェアの推移**



## さいごに

以上、米国生保の現状を負債面から見てきたが、負債面からも、米国生保会社の年金への事業ウェイトの傾斜が確認された。

今後も継続的に「ファクトブック」を材料とした米国生保の概況紹介を行って行くこととしたい。